

プロテスタント教会における国教会制度 —スイス改革派教会—

村上 みか

日時:2007年12月15日(土) 14時~18時

場所:日本女子大学「百年館」3階 302会議室

1. はじめに

スイスは世界各地に広がった改革派教会の誕生の地である。ここで生み出された神学、とりわけジャン・カルヴァンやカール・バルトの「神の言葉の宣教」に集中する教会論は、改革派の伝統に大きな意義をもち、またそれらは改革派を越えて神学史上、重要な意味をもつ。なかでもこの教会論の帰結として両者が提出した主張、すなわち教会を国家から分離するという主張が近現代のキリスト教史に有した意義については、言うまでもないであろう。しかし彼らの生きたスイス改革派教会においては、以外にもその成立の当初より国教会制度が採られ、今日もなお、ほとんどの州で教会は国家との強い結びつきの下に機能している。本報告においては、スイス改革派教会の制度の成立と展開の過程を概観し、カルヴァンやバルトの教会論が貫徹されえなかった歴史的状況を明らかにしたいと思う。

2. 宗教改革期における国教会制度の成立

国家と結びついたスイス改革派教会のあり方は、教会設立の当初、すなわち宗教改革期に確立された。その背景には、宗教改革の導入や教会の成立そのものが世俗権力によって担われたという歴史的展開があり、さらにその世俗権力が中世末期、すでに自ら国教会システムを形成しつつあったという政治的展開があった。まずこれらについて述べることから始めたい。

1) 中世末期における国教会制度の基礎の形成

スイスの都市は11世紀以来、その経済力を背景に司教や封建諸侯といった都市の支配者に対して、独立を勝ち取り、独自の統治機構も設立して自治権を確立しつつあった。スイスで宗教改革導入を担ったチューリヒをはじめ、ベルン、バーゼル、ジュネーヴなど宗教改革の拠点となった諸都市も、徐々に自治を獲得し、自らを都市国家として形成していたのである。これらの都市が自らの主権を確立する過程でなお残された問題が、異なる法構造を持ち、膨大な財産を所有する教会権力の存在であった。そうして実際、都市はこの教会の特権を解体する試みを、すでに宗教改革以前、数世紀にわたって行っており、教会財産を規制し、聖職者の特権を廃止し、教会裁判所の裁判権を制限することに成功していた。さらに都市は教会固有の領域にも介入し、市民の道德生活を監督し、礼拝の活性化のために配慮し、そうして教会の人事権を獲得して財産管理や聖職者の監督までも行っていたのである。その結果、諸都市の政府はすでに宗教改革前夜に教会の問題に関する決定権を掌中に収めつつあり、ここに国教会制度の基礎が形成されていたことが確認されるのである。

2) 宗教改革期における国教会制度の確立

宗教改革がスイスに及んだとき、その導入を決定したのは、このような背景をもつ諸都市の政府当局であった。もちろんスイスの宗教改革が諸都市で成功した背景には、人文主義の影響力やそれを支えた印刷所の存在、あるいは経済危機や社会不安に基づいた変革の要求など様々な要素が絡み合っていた。しかしこれらの要素をすくい上げ、最終的に宗教改革の成功を決定的にしたのは、都市の政府だったのである。その際重要なのは、政府はこの宗教改革導入の決定を市の政治過程において行ったということである。すなわち、市政府は自ら公開討論会を開催し、都市によっては市民総会のプロセスを経て、その決定を下し、布告を出して宗教改革導入の宣言を行ったのである。さらに市政府は、それに続く教会改革の措置も、自らイニシアティヴをとって市の政策として行っていった。すなわち説教者に対して聖書に基づいた説教を義務付け、ミサを廃止し、聖像や聖遺物を廃棄した。そして修

道院財産を没収し、また神学者と共同して教会規定を定め、新しい礼拝形式や教会組織、そして教理を決定していったのである。そうしてのちには、スイス各地の福音主義教会の統合を促進し、その信仰告白の作成にも携わって、ローマ教会やルター派教会に対する改革派教会の基礎を確立したのである。

もっともカルヴァンやエコランパディウス、そしてツヴィングリといったスイスの宗教改革者たちは、元来、教会と国家の分離を唱え、教会の自立性を確保しようと努力した。しかし教会を自己の管轄下に置こうとする市政府はこれを認めず、破門の決定権も市政府の権限下におさめられて、最終的に教会は国家の制約の下に置かれることになる。こうして教会の実質的支配権が国家にあるという教会構造—すなわち *Staatskirchentum* (註) の構造—が、ほとんどの地において 16 世紀の半ばに確立される。そうして信仰告白を強制し、異端者を排除する「国教会制度」が、三世紀にわたってスイス改革派教会を支配するのである。

(註) 宗教改革期に確立されたこの教会制度は、スイス・キリスト教史、またスイス法の分野において「*Staatskirchentum*」の概念の下に理解されている。

3. 近代における国教会制度の修正

この国教会制度は 19 世紀に入って、重要な修正を受けることになった。すなわち近代憲法—1848 年、1874 年の連邦憲法—の下、個人に対して信教の自由が保障され、国教会の信仰告白の強制が廃止されたのである。そうして国家と教会の分離が試みられ、教会裁判権が廃止され、戸籍簿や婚姻権が世俗化され、聖職者の被選挙権が否定されることになった。しかしその際、連邦憲法は政教分離の原則を明言せず、具体的な教会と国家の関係については各州の決定に委ねられることになった。その結果、ジュネーヴやヌシャテルは 20 世紀初めに政教分離を試みたが、その他の州ではなお教会と国家の結合が残されることになったのである。

各州はその憲法と州教会法において、まず国家と教会の領域の区分を試み、教会の「内的」な問題—すなわち教理や宣教、礼拝、教育等に関するもの—は教会の自律的な権限下に置いて、教会の自立を進めていった。そしてこの新しい構造を持つ教会をそれまでの *Staatskirche* と区別して、*Landeskirche* あるいは *Kantonalkirche* と表現し、その違いを明確化していった。しかし *Landeskirche* である限りにおいて、教会はなお公法上「国家に公認された教会」であり、完全に国家から自由になったわけではなかった。教会は国家の責任の下、なお公的な活動を保障され、教会税徴収の権利を持ち、公立学校で宗教教育を行うことが認められる。そしてその活動に国家は協力し、また国家はなお教会に対する監督権をもって、教会の「外的」な問題—すなわち教会組織や財政問題等—に関しては、自ら決定権を有するのである。

このように、ほとんどの改革派教会は近代を経て、なお「国教会」にとどまった。政教分離の原則を連邦憲法上規定することは、1980 年の国民投票でなお圧倒的多数で否決されている。もっとも、国教会と言っても、それは以前のように排他的、閉鎖的なものではなく、複数の宗教、宗派に開かれたものとなっている。しかし複数であっても、特定の宗教や宗派を公法上公認するあり方は、近代的な意味での政教分離の理念からは程遠い。そして現実にはやはり改革派教会が一カトリック教会とともに—スイスにおける二大宗教として公的な位置を占めることになるのである。

こうして改革派教会は、宗教改革期以来、国家の本質的な構成要素として存在し、スイス市民の信仰を表明する「国民教会 (*Volkskirche*)」であり続けることになる。そのなかで、改革派教会は社会的機能を促進し、宗教的機能を後退させてゆく。そして第二次大戦前後、バルトによって教会固有の課題を「福音宣教」と示され、国教会や国民教会のあり方が否定されたときにも、改革派教会の姿勢は変わらず、今日なお「国民教会」として積極的に社会問題を担い、その機能を存続させているのである。